

安全点検要領は、このような活用ができます

「安全点検要領」活用の一例を紹介し、各学校における事故防止に、有効に活用してください。

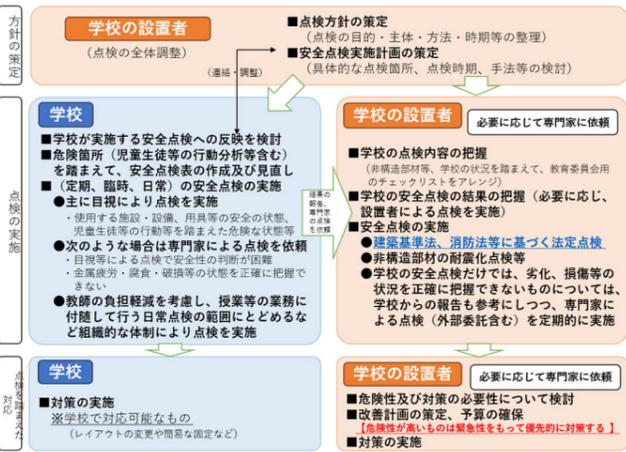
見る

安全点検の実施方法等が簡単に確認できます。



点検体制の整理（教職員、設置者、専門家の関わり） ※金属疲労等の専門性が必要なものは専門家に依頼

【参考】安全点検の実施の流れ（例）



点検後の対応・対策 ※学校の設置者と点検結果を共有し連携して対応

4 改善措置と計画的な環境整備

【改善措置】

施設設備の不備や危険箇所があった場合の改善措置を遅延なく行うことを促すため、以下のとおり、法的に定められています。

学校保健安全法（抜粋）
 第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅延なく、その改善を図るために必要な措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るとする。

安全点検により、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認められた場合は、学校及び学校の設置者は、以下のような危険箇所の除去、施設・設備の安全対策や修繕などの適切な措置を講じなければなりません。

危険箇所の明示（例）	立入禁止や閉鎖正又は使用場所の変更（例）	危険箇所の除去（例）	施設・設備の安全対策、修繕（例）
危険箇所であるにもかかわらず、立入禁止の表示がなされていない	壁のコンクリートの一部が剥がれ、その下の鉄筋が露出している	廊下や教室の天井から、落下しそうな物が吊り下がっている	腐食が進行している金属部品の交換

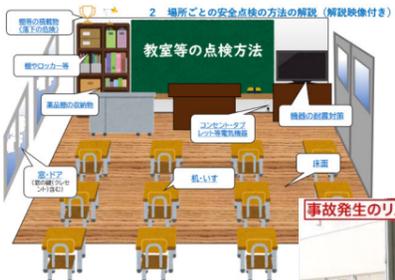
大規模な改修を伴うなど校長が対応できない事項は、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図る必要があります。なお、安全点検の結果及び、修繕・改修費等の安全管理に関する情報は設置者と学校が共有し、人事異動の際にも引き継ぐことが重要です。学校の設置者は、状況を把握の上、改善計画の策定と対策を実施（予算の確保等含む）し、極めて危険性が高いものは緊急性をもって優先的に対応するとともに、この安全管理に関する情報は、事故防止の観点から、各学校等とも共有して安全点検に生かすことが重要です。

【コラム】「教育委員会が学校と点検結果を共有し、安全管理に努める取組」

富城県白石市教育委員会では、「学校施設・設備管理マニュアル」を作成し、学校における安全点検結果の報告及び、臨時や日常の安全点検において危険等が発見された場合の対応等について、以下のとおり示しています。

- ① 各学校における点検表にて、担当者から管理課に報告する。
 - ② 毎月 学校施設設備について安全点検を実施し、実施結果について教育委員会に報告。
 - ③ 危険性及び対策の必要性について検討し、改善計画の策定、予算の確保
- 【危険性が高まるものは積極的に対策する】

点検箇所ごとの安全点検の方法を映像等で解説 ※タブレット等で、点検場所等でも視聴できます。



教室等の点検方法

校舎内外の主な点検箇所の点検方法を解説。点検映像は1～2分。

窓・ドア

窓下に、足掛かりになるものがないか。
 窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。

【事故の発生リスク】

- ・窓際の欄干、カーテンが閉じられている状態で窓が開まっていると誤解して寄りかかるとより転落する
- ・窓ガラスにひび割れがあると地震の揺れ等で破損、また、窓ガラスが破損し、飛散する
- ・窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態でも、無理な操作によって降下点検する
- ・窓やドアの開口部に動きにくい、著しく重いなどの状態でも、無理な操作によって降下点検する
- ・窓やドアの開口部に動きにくい、著しく重いなどの状態でも、無理な操作によって降下点検する

【点検時期】 日常・定期

窓に落下防止の手すりがある場合でも、窓下に置かれた場合に転落の危険があるため留意が必要。
 足掛かりとなる棚 → 転落事故

【事故の発生リスク】

窓に落下防止の手すりがある場合でも、窓下に置かれた場合に転落の危険があるため留意が必要。
 足掛かりとなる棚 → 転落事故

【点検の方法】

- ① 日常点検
 ・授業の際に、窓下に足掛かりになるものがないかを目視で確認する。（窓に衝突する恐れのあるものを置いていないか、開閉可能な鍵（クレセント）がかかっていないかも確認する。）
- ② 定期点検
 ・窓からの転落防止の手すりやその他器具に異常がないかを確認する。
 ・窓やドアの開閉に支障がないかを、実際に動かして点検する。
 ・内部建具を手で軽く押し、取付部分がかたつかないか点検する。
 ・窓やドアの開閉に支障がないかを、実際に動かして点検する。
 ・内部建具を手で軽く押し、取付部分がかたつかないか点検する。

学ぶ

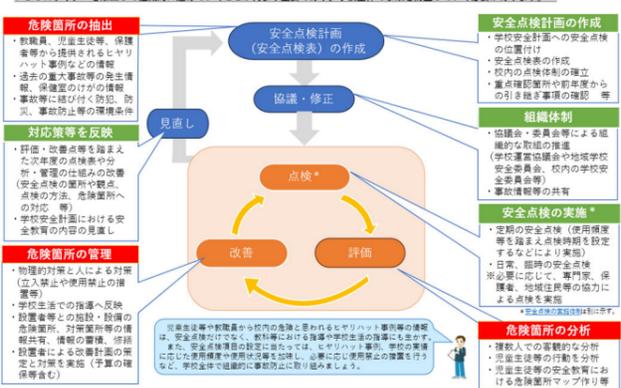
事故防止の重要な視点を学びます。点検項目の見直しにも参考になります。



危険箇所の「抽出」、「分析」、「管理」の在り方 ※ヒヤリハット事例等を共有し、組織的に対応

2 学校における安全点検のPDCAサイクル

安全点検の実施については、学校安全計画に位置付け、単に決まった項目を毎年点検するだけでなく、児童生徒等の安全と緊密に関わりを持ちながら、学校生活の環境内にある危険箇所、ヒヤリハット事例及び危険な環境等について「抽出」「分析」「管理」する取組等、PDCAサイクルを繰り返して組織的に進めていくことがより重要であり、学校全体で事故を防止していく必要があります。



これまでの重大事故事例を教訓として生かす ※事故情報から得られる安全点検の留意点も記載

窓からの転落・落下事故

窓際での遊びや、窓の清掃中、窓が開いていることに気が付かず落下する事故が多い



主な発生状況（概要のみ）

- 廊下や教室で窓の下に立ったまま上り、開いていた窓の窓枠に足を踏んだなどして直後に転落した。
- 廊下や教室で窓の下に立ったまま上り、開いていた窓の窓枠に足を踏んだなどして直後に転落した。
- 1階、8mの高さにある窓の窓枠に足を踏んだなどして直後に転落した。
- パラソルを閉じて後ろ向きに転倒し、1階中庭通路（コンクリート）に転落した。
- 廊下の清掃準備のため3階の教室のうしろに下げてあった窓の用いれに乗って窓を開け、降りる際に、開いていた窓から転落した。
- 部活動中、4階中庭下で窓の下の、窓枠作業をしていた。窓に立った瞬間、窓にピンポン球が個あるのに気が付き、それを取りに上り、窓枠を乗り越え、窓の下に落ちた。

事故情報から得られる安全点検の留意点【ヒヤリハット事例】

- ★ 日常及び定期的安全点検において教室や廊下等の窓の下に足掛かりとなるものが置かれていないかを確認する必要があります。
- ★ 定期的点検において、落下を防止する対策に不備を確認する必要があります。

事故防止に欠かせない「日常の安全点検」の実施の考え方 ※児童生徒等の目線に立った確認が重要

2 「日常の安全点検」の実施の考え方

「日常の安全点検」で教職員が確認する重要なポイント

- ① 児童生徒等の行動の様子
- ② 物の移動などを含む状況の変化
- ③ 機器・設備等の変化や損傷（主に授業等で頻りに使用するもの）

事故とは、①行動、②その時の状況、③環境の状態との組み合わせによって起きるものです。児童生徒等の目線に立って、確認していくことが重要です。

【ポイントの詳細】

ポイント	①児童生徒等の行動の様子	②物の移動などを含む状況の変化	③機器・設備等の変化や損傷（主に授業等で頻りに使用するもの）
内容	児童生徒等の行動が事故につながるような状況がないか。	活動場所等において危険に陥るような状況がないか。	使用する機器・設備、用具等が安全な状態にあるか。
重大事故（例）	児童生徒が教室の窓の下に立ち、開いていた窓の窓枠に足を踏んだなどして直後に転落した。	廊下の清掃準備のため3階の教室のうしろに下げてあった窓の用いれに乗って窓を開け、降りる際に、開いていた窓から転落した。	部活動中、4階中庭下で窓の下の、窓枠作業をしていた。窓に立った瞬間、窓にピンポン球が個あるのに気が付き、それを取りに上り、窓枠を乗り越え、窓の下に落ちた。

「日常の安全点検」の実施に当たっては、このよう重大な事故の事例やヒヤリハット事例を教職員間で共有し、各学校等に共有する児童生徒等の意識の醸成や環境等を踏まえて、「日常の安全点検」の視点として確認し、事故防止に生かすことが重要です。

安全点検の「頻度」と「方法」 ※耐震性に関するものは年1回程度実施。ただし、使用頻度に応じて点検頻度を増やす等検討

4 点検の頻度と方法

学校における定期や日常の安全点検の「頻度の目安」と「方法」について示しています。日頃の学習活動において、児童生徒等の行動等から事故発生のおそれがある場合は、施設を日常的に使用する等として、施設・設備の異常（不具合）を早期に発見する観点から、安全点検を実施してください。その際、児童生徒等が毎日使用しているものは劣化や破損等につながりやすいため、児童生徒等が使用する使用状況等を考慮して点検する頻度を増やすなどの対応が必要であることに留意する必要があります。また、教職員が行う点検は主に目視ですが、点検する対象によっては、異常がないか確認し、動かしてみたり、動かさずとも点検等を行います。

【点検の頻度等】

- ① 施設・設備、用具等の使用点検
 (内容例) 窓際等に足掛かりとなる設置物を置いていないかなど、死亡や重傷な事故につながる恐れがある器具や用具等も含めた日常の使用状況、児童生徒等の事故につながる危険な行動等を点検します。
 (頻度の目安) 日常的に実施
- ② 非構造部材等の劣化点検
 (内容例) 年により腐食やひび割れなどが発生し、耐震性能の低下や破損がもたらされるため、異常箇所の発見及びその進行状況について定期的な点検を実施します。
 (頻度の目安) 学期に1回程度実施
- ③ 棚や機器等の耐震性点検
 (内容例) 棚や機器等について、壁に固定するなど転倒・落下防止対策がとられているか点検します。
 (頻度の目安) 年に1回程度実施

【点検の方法】 ※詳細は、「安全点検の方法の解説」を参照

- ① 目視
 ・点検者が肉眼等で、ゆがみ、腐食、変形、腐食、異音等の有無を確認する方法
- ② 触診等
 ・部材に異常がないかを、実際に触れ、動かすことで確認する方法
 ・窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態でも、無理な操作によって降下点検する

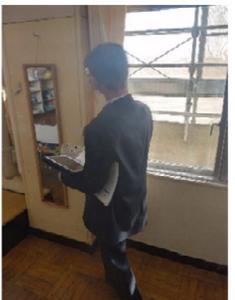
実践する

学校の実情を踏まえ、「安全点検表」を編集
 ※デジタル化すれば、集計作業も効率的
 ※点検表サンプルは、施設設備の劣化以外の事故防止の観点を重視

安全点検要領を活用した安全点検の実施
 (活用例) ※タブレットを活用した場合
 ① 点検方法をその場で確認 (視聴)
 ② デジタル化した点検表を使って、点検箇所を点検
 ③ 点検表に点検結果や、改善を要する点など入力

児童生徒等の安全教育としても活用
 ※事故防止には、安全教育と一体的な取組が必要
 ※ヒヤリハット事例の報告様式サンプルも活用可能

点検要領を参考に安全点検を実施。デジタル化による実施は点検が効率的。



点検箇所	点検内容	点検結果	点検者	点検日
普通教室1	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室2	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室3	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室4	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室5	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室6	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室7	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室8	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室9	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室10	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室11	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室12	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室13	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室14	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室15	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室16	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室17	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室18	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室19	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10
普通教室20	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常（変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど）はないか。	正常	教職員	2023.10.10

① 一時的に立てかけているものや置いているもの

一時的に立てかけているものや置いているものが、倒れたり、崩れたりする状態にないか。

【事故の発生リスク】

行事等で一時的に立てかけてあった重たいものや倒れやすきものがある。

■点検の視点

一時的に立てかけているものや置いているもの（例、机、椅子、移動式設備等）が、倒れたり、崩れたりする状態にないかを確認する。

一時的に立てかけた机

一時的に立てかけた椅子

一時的に立てかけた移動式設備

■主な点検の方法

児童生徒等が活動する範囲内、立てかけていたり、置く場所が狭いものがあるものを、倒れたり崩れたりしないよう、固定や注意喚起されているかを目視等で確認する。

■対応

児童生徒等が活動する場所は、重量のあるものを立てかけたり、高く積み重ねたりしない。倒れてこないよう頑丈なチェーン等で固定すると、児童生徒等が近づかないよう注意喚起を促す。

共有ネットワーク内等で、共同編集可能な設定にすると、より効率



2 ヒヤリハット事例の活用

学校における事故を防止する第一歩は、学校内で危険と思われる箇所等のヒヤリハットの発生を、児童生徒等や教職員等から気付きやすく知らせる学校安全の風土の醸成が何より重要であり、安全点検にも生かすことのできる重要な取組です。校内で行った場所、一歩踏み出せば大きな事故につながるかもしれないヒヤリハットを経験した場所など、児童生徒、教職員、保護者、地域など全ての関係者から情報を収集し、重点的に対策を講じる。点検を行う場所を絞り込んでいくことが重要です。

【ヒヤリハット事例を活用していく意義】

- ① 安全点検だけでは児童生徒等の事故の発生を完全に防止することはできない。
- ② 安全点検において、施設・設備の劣化だけでなく、真に事故防止に資する点検項目の設定を生かせる。
- ③ 国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して児童生徒等の方が、日常的な事故等に対し危険を感じる意識が高いことが示されている。

ヒヤリハット事例を活用している学校の取組例

- 【児童生徒等が行うヒヤリハット事例の収集・活用例】
 - 総合的な学習の時間等における危険な場面発見
 - 学級活動における生徒自身の「ヒヤリハット」体験の共有
 - 保健委員会等の委員会活動でヒヤリハット事例（自校のけがの発生状況）や予防対策をまとめる
 - (取組を通じ) 委員会が校舎内の安全点検を実施し、校内の危険箇所マップを作成
- 【教職員が行うヒヤリハット事例の収集・活用例】
 - 児童生徒等の休み時間等の活動の様子を観察
 - 危険と思われる行動を、学年部や教職員全体、児童生徒等と共有

※ヒヤリハット事例を活用している取組の詳細については、「安全点検取組事例」を参照し、自校での取組に生かしてください。 ※ヒヤリハットの報告様式は、施設・ヒヤリハット、発生報告（様式サンプル）を参照ください。

☑床面の異常（滑りやすさなど）、破損（ささくれなど）などはないか。

【事故の発生リスク】

- ・濡れているところがあると、滑って転ぶ危険がある。
- ・体育の授業や休み時間、部活動等で、**児童生徒が躓いて転倒や滑り込みなどをした際に、ささくれや欠けた木片などの剥離した床板の一部が突き刺さり負傷する危険**がある など



屋内運動場の床の破損（雨漏りが重なり、床が大きく剥がれた）

■点検の視点

- 教室や廊下、屋内運動場などの**床面に、濡れているところがないか**点検します。
- 床板に**危険なささくれや欠け、隙間などの破損がないか**点検します。

床面の点検方法【動画】



屋内運動場等の床の金具にも注意

屋内運動場床面のポールを立てる金具が開いたままだと危険



■主な点検の方法

【日常の安全点検】

- ・普段から教室や廊下などの床面に、濡れているところがないか、濡れているところがそのままになっていないか目視により確認する。
- ・屋内運動場での授業や活動前に、床板に危険なささくれや欠け、隙間がないか確認する。
また、屋内運動場の床面にポールを立てる金具が外れたままになっていないかも確認する。

■対応

- ・濡れているところは拭き取る。（雨漏りで濡れている場合などは、注意喚起とともに、学校の設置者に連絡しましょう。）
- ・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校の設置者に連絡しましょう。

【参考】床板の剥離による負傷事故の防止対策としての維持管理の取組等については、以下の通知を参照ください。

学校における安全点検に関する参考資料・[体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（平成31年2月28日 事務連絡）](#)